

入会金及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第10条に定める会員の入会金及び会費等について、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 正会員の入会金を別途理事会決議により定めた場合には、これを納入するものとする。

2 前項の入会金は、本協会に入会した日の属する月の翌月25日（休業日の場合は前営業日）までに、本協会が指定する方法で納入するものとする。

(会費)

第3条 会員の1事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の会費は、次の各号に掲げる会員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。賛助会員の会費は、一口を下限とし、賛助会員ごとに、本協会が定める口数に第4号に定める額を乗じた額を支払うものとする。

(1) 第一種正会員 預金等媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金等貸付媒介業務及び保険媒介業務のうち、各第一種正会員が金サ法第12条第1項の規定の基づく登録を受けている業務（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務の各を指すものとする）の数に応じて別表に定める額とする。

(2) 第二種正会員 120万円

(3) 金融機関会員 240万円

(4) 賛助会員 60万円（一口当たり）

(5) 特別会員 理事会が入会承認時に定める金額

2 各事業年度の4月1日現在の会員は、当該各事業年度の4月25日（休業日の場合は前営業日）までに、前項の会費を本協会が指定する方法で納入するものとする。

3 第1項に規定する会費は、理事会の別途定める規則又は理事会の議決により減額することができる。

(金サ法第16条に基づく業務の種別変更及び会員の種別変更時の会費の取扱い)

第3条の2 第一種正会員が金サ法第16条に基づき業務の種別を変更した場合の当該年度の会費については、前条の規定にかかわらず、業務の種別を変更した日の属する月から変更後の業務の数に係る会費を適用し、月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げた額）とする。

- 2 定款施行規則第4条の2第2項に基づき他の会員種別に変更する場合の当該年度の会費については、前条の規定にかかわらず、会員種別を変更した日の属する月から変更後の会員種別に係る会費を適用し、月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げた額）とする。
- 3 前二項の納入時期及び方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

（新規入会会員の入会初年度の会費の取扱い）

第4条 本協会に入会する会員の入会初年度の会費は、入会の日属する月から月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げた額）とする。

- 2 納入時期及び方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

（退会会員の会費の取扱い）

第5条 定款第17条第1項の規定により正会員権を喪失し退会した正会員及び同第11条の規定により退会した金融機関会員、賛助会員及び特別会員は、退会日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費は、月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げた額）とする。
- 3 会費既納後に退会した会員については、既納の会費の額から前二項の規定により算出した額を控除した額を返還するものとする。また、当該会員が、定款施行規則第4条の2第1項の手続により退会する場合は、既納の会費の額から、変更後の会員種別による会費も控除の上、残額があるときに返還するものとする。但し、既納の会費の額が本項により控除される額に満たない場合には、当該会員は、当該不足額を本協会が指定する時期及び方法により支払うものとする。
- 4 納入及び返還の時期並びに方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

（入会金の管理）

第6条 本協会は、入会金について本会計とは別に管理を行うことができることとする。

附則

- 1 この規則は、本協会設立時に遡及して施行し、設立時会員にも適用する。

別表

登録した業務の数	年会費
一業務	180万円
二業務	300万円
三業務	390万円

四業務	450 万円
-----	--------

附則

- 1 この改正は、令和3年11月1日から施行する。
(注) 第4条第1項及び第5条第2項を改正

附則

- 1 この改正は、令和3年12月22日から施行する。
(注) 第3条の2を新設し、第5条第3項を改正